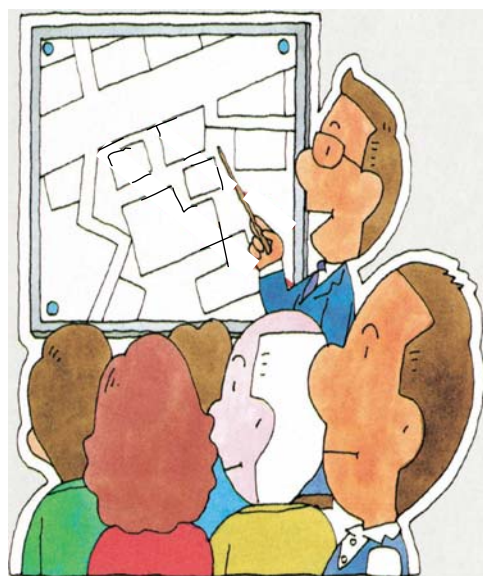


都市計画道路ができるまで

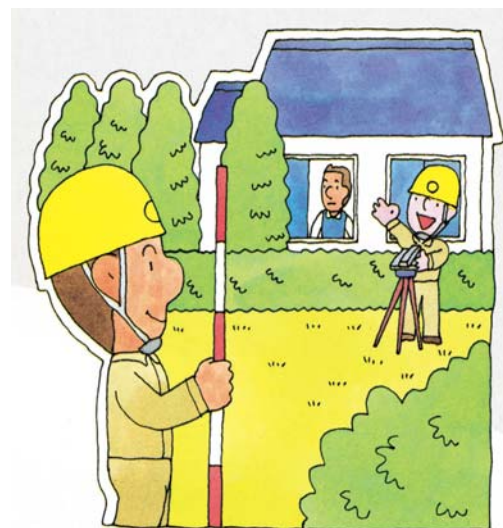
【府中3・2・2の2及び国立3・3・2の場合】

①測量説明会



計画道路の沿道の皆様にご理解をいただくため、事業内容及び測量についての説明を行います。

③用地測量(その1)の実施



権利調査や現地調査を実施し、境界確認作業の準備を行います。

⑤事業概要説明会



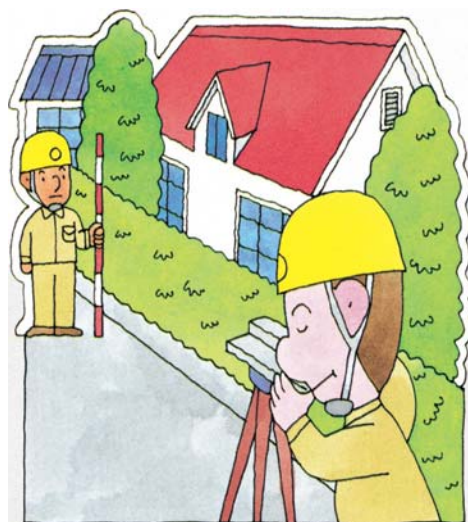
事業内容についての説明を行います。また、「②現況測量の実施」で作成した現況平面図に計画道路の幅員(計画線)を記載した図面を提示します。

⑦事業着手の手続き



都市計画法第59条により、事業着手の手続きをとります。

②現況測量の実施



計画道路及びその周辺の建物や道路を測量し、現況平面図を作成します。

④都市計画の決定



現在、本計画道路では、道路幅員などを変更する都市計画の手続きを行っています。

⑥用地測量(その2)の実施



この測量で計画道路の幅員(計画線)を現地に表示します。また、買収させていただく土地の面積が確定します。(土地境界立会いをお願いします。)

⑧用地説明会の開催



用地買収の対象となる皆さま(アパートなどの居住者の皆様も含まれます。)に具体的な補償について説明します。また、家屋補償について説明します。

概ね2年程度

概ね8年程度

⑨用地折衝・協議



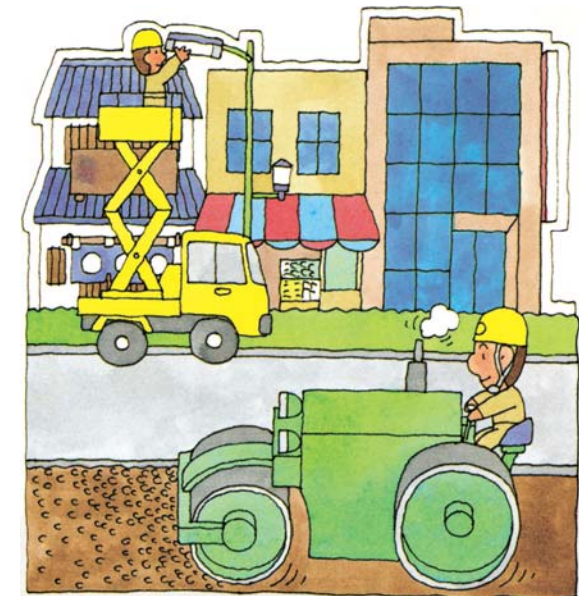
対象となる皆さまと、土地の取得・家屋移転などについて、個別に協議させていただきます。

⑪物件移転



買収させていただく土地にある家屋などの物件を移転していただきます。

⑬工事の実施



沿道の皆さまに、できるだけご迷惑のかからないように工事を行います。

⑩契約・補償金の支払い



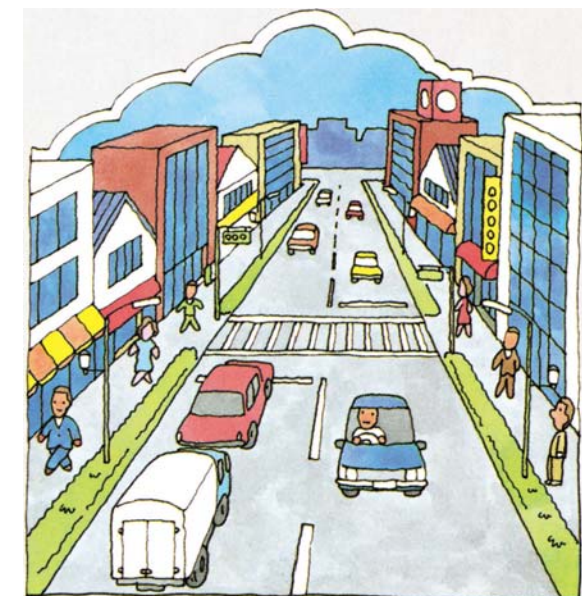
話し合いがまとまりますと、契約をとりかわし、補償金をお支払いします。

⑫工事説明会



沿道の皆さまに、工事計画の概要を説明します。なお、チラシの配布により説明会に代えさせていただきます場合もございます。

⑭都市計画道路の完成



多くの皆さまのご理解とご協力により、都市計画道路が完成します。

概ね8年程度